

事務連絡
平成21年12月16日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

消費者庁食品表示課

栄養表示基準の一部を改正する件について

食品における栄養成分の表示については、栄養成分表示(平成15年厚生労働省告示第176号)に基づき表示が行われてきたところであるが、本日付け消費者庁告示第9号により、栄養成分表示の対象となる栄養成分の制定及びその他所要の規定の整備を下記のとおり行ったので、貴管下事業者等に対する周知指導方よろしく願います。

なお、別添1のとおり、本改正による変更部分の新旧対照表を添付するので、業務の実施に際し参考にされたい。

記

1. 栄養表示基準の対象となる栄養成分を定める。なお、対象となる栄養成分は、従前の健康増進法施行規則第16条に規定されていた栄養成分とする。
2. 消費者庁設置に伴う表示事項の変更その他所要の規定の整備として、以下の改正を行う。
 - (1) 第2条第2項中「厚生労働大臣」を「消費者庁長官」に改正する。
 - (2) 別表第1葉酸の項中「本品は、胎児」を「葉酸は、胎児」に改正する。
3. 公布の日から適用する。ただし、経過措置として、改正前の栄養表示基準の定めるところにより栄養表示をする食品で、平成22年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるものの表示については、なお従前の例によることができる。

【お問い合わせ先】

消費者庁食品表示課 松原、中島

Tel:03-3507-9222

Fax:03-3507-9292

○栄養表示基準（平成十五年厚生労働省告示第百七十六号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（栄養成分）</p> <p>第一条の二 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。） 第三十一条第一項に規定する栄養成分は、次のとおりとする。</p> <p>一 たんぱく質</p> <p>二 脂質</p> <p>三 炭水化物</p> <p>四 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素及びビリン</p> <p>五 ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、 ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビ タミンE、ビタミンK及び葉酸</p> <p>（表示事項）</p> <p>第二条 法第三十一条第二項第一号の食品の栄養成分量及び熱量に関し表 示すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（表示事項）</p> <p>第二条 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）第 三十一条第二項第一号の食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事 項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p>

2 食生活において別表第一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして次条の定めるところにより当該栄養成分の機能の表示をするもの（以下「栄養機能食品」という。）にあつては、栄養機能食品である旨、当該栄養成分の名称及び機能、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言並びに消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。

一・二 (略)

別表第一（第二条、第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
葉酸	六〇μg	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	二〇〇μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

2 食生活において別表第一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして次条の定めるところにより当該栄養成分の機能の表示をするもの（以下「栄養機能食品」という。）にあつては、栄養機能食品である旨、当該栄養成分の名称及び機能、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言並びに厚生労働大臣の個別の審査を受けたものではない旨のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。

一・二 (略)

別表第一（第二条、第三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
葉酸	六〇μg	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	二〇〇μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

	摂取により胎児の発 育がよくなるもので はありません。
	摂取により胎児の発 育がよくなるもので はありません。